

EVバスにおける固定資産税減免措置の申請について

日本バス協会

担当:業務部
電話:03-3216-4014

■固定資産税減免までの業務スキーム

固定資産税の減免を受けるためには、単純な申請書を提出するだけで認定されるものではありません。重要な事項として、「自治体の協力体制のもと実施されている」、「当該事業について実施効果が期待できる」ということが担保される必要があります、それが下記①及び②の業務となります。

① 地域公共交通計画の変更(当該事業計画の記載を追加)

まず、対象となる市町村（または県）の地域公共交通計画（以下：交通計画）に、EVバスに関する事業計画を追加記載してもらう必要があります。

EVバスを導入する営業所が複数あり、所在地が複数市町村になる場合は、その全ての市町村の交通計画に記載する必要があります。

県が交通計画を策定している場合は、県の交通計画を変更することにより、市町村の交通計画に替えることができますので、対象が複数市町村にまたがる場合、可能であれば県への依頼が最善策です。（その際、県の交通計画に該当市町村の全てが策定メンバーとして入っていることが必要です）

事業計画の記載内容については、各運輸局にご相談ください。

② 道路運送高度化実施計画の作成(申請)

バス事業者は、別紙「みほん」の通り、「道路運送高度化実施計画」を作成し、①で事業計画を策定した自治体経由で、各運輸局に申請します。

③ 固定資産税の申請業務

上記②が国土交通大臣から認定を受けた後、毎年提出している固定資産税の申請において、EVの固定資産税にあたる部分を減額して申請します。（内容は毎年変動します）

その際に、「道路運送高度化実施計画」の認定書の写しを添付する必要があります。

県により違いがある可能性があります。概ねバス事業者による固定資産税の申告期限は、毎年1月末となっています。

④ その他

上記の①及び②の作業には、概ね数ヶ月間を要します。特に①については、該当する自治体の地域公共交通会議等が開催されるまで変更できない可能性もあります。

該当する自治体の地域公共交通会議の年間スケジュールが決定している場合などもあり、全体スケジュールリングについては十分注意する必要があります。

また、上記のスキームは、「社会資本整備総合交付金（社総交）」等、他の補助についても、同一のスキームで申請となるものがあります。複数の補助等を同時期に申請する場合は、交通計画や「道路運送高度化実施計画」を一度に作成し、複数の内容をそれらに記載する必要がありますので、あらかじめ中期的な計画策定をお願いします。